

那珂川沿岸農業水利事業（二期）

幹線水路工事積算参考資料作成業務

特別仕様書

（当初）

関東農政局　那珂川沿岸農業水利事業所

項 目	内 容																	
第 1 章 総 則 (適用範囲) 第 1-1 条	那珂川沿岸農業水利事業（二期）幹線水路工事積算参考資料作成業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																	
(目的) 第 1-2 条	本業務は、国営那珂川沿岸土地改良事業の事業計画に基づき建設される小野幹線水路その 2 工事、小野幹線水路その 3 工事の発注に必要な積算参考資料の作成を行うものである。																	
(場所) 第 1-3 条	本業務において対象とする工事の建設予定地は以下のとおりであり、詳細は別添位置図に示す。 <table><tr><th>工事名</th><th>建設予定地</th></tr><tr><td>小野幹線水路その 2 工事</td><td>茨城県常陸大宮市三美</td></tr><tr><td>小野幹線水路その 3 工事</td><td>茨城県常陸大宮市三美</td></tr></table>	工事名	建設予定地	小野幹線水路その 2 工事	茨城県常陸大宮市三美	小野幹線水路その 3 工事	茨城県常陸大宮市三美											
工事名	建設予定地																	
小野幹線水路その 2 工事	茨城県常陸大宮市三美																	
小野幹線水路その 3 工事	茨城県常陸大宮市三美																	
(作業概要) 第 1-4 条	本業務は、次の工事の発注に必要な積算参考資料の作成を行うものであり、概要は次のとおりである。 (1) 小野幹線水路その 2 工事 (測点No. 10+56. 283～No. 23+46. 869区間) ・パイプライン新設 DCIP φ400 L= 645m (2) 小野幹線水路その 3 工事 (測点No. No. 23+46. 869～No. 39+15. 663区間) ・パイプライン新設 DCIP φ400 L= 768 m																	
(一般事項) 第 1-5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (2) 本業務においては、各工事の発注時期を踏まえ、次に示す時期までに作業を完了するものとする。 <table><tr><th>工事名</th><th>作業完了時期</th></tr><tr><td>小野幹線水路その 2 工事</td><td>令和 7 年10月末</td></tr><tr><td>小野幹線水路その 3 工事</td><td>令和 7 年10月末</td></tr></table>	工事名	作業完了時期	小野幹線水路その 2 工事	令和 7 年10月末	小野幹線水路その 3 工事	令和 7 年10月末											
工事名	作業完了時期																	
小野幹線水路その 2 工事	令和 7 年10月末																	
小野幹線水路その 3 工事	令和 7 年10月末																	
(管理技術者) 第 1-6 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr><tr><td>農業土木技術管理士</td><td></td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		農業土木技術管理士			シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
資格	技術部門	選択科目																
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学																
	農業	農業土木 農業農村工学																
博士	農学																	
農業土木技術管理士																		
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																	

項 目	内 容									
(担当技術者) 第 1-7 条	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。									
(配置技術者の確認) 第 1-8 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。									
(保険加入) 第 1-9 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。									
第 2 章 作業条件 (適用する図書等) 第 2-1 条	積算参考資料の作成は、「令和 7 年度農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）」及び「令和 7 年度農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」に基づき実施するものとする。									
(貸与資料等) 第 2-2 条	貸与資料は、次のとおりである。 <table><tr><td>分類</td><td>貸与資料</td><td>数量</td></tr><tr><td>設計</td><td>R5 小野幹線水路実施設計業務 報告書</td><td>1 式</td></tr><tr><td>設計</td><td>R6 令和 6 年度工事発注資料作成業務 報告書</td><td>1 式</td></tr></table>	分類	貸与資料	数量	設計	R5 小野幹線水路実施設計業務 報告書	1 式	設計	R6 令和 6 年度工事発注資料作成業務 報告書	1 式
分類	貸与資料	数量								
設計	R5 小野幹線水路実施設計業務 報告書	1 式								
設計	R6 令和 6 年度工事発注資料作成業務 報告書	1 式								
(貸与資料の取扱い) 第 2-3 条	第 2-2 条に定める貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は、監督職員の指示を受けるものとする。 (2) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 貸与資料は、厳重に保管するとともに、複写等の行為は禁止する。									

項 目	内 容		
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙作業項目内訳表（該当項目）に○印で示すものとする。		
	作 業 項 目	数 量	備 考
(作業の留意点) 第 3-2 条	1. 小野幹線水路その2、3工事 ・ 現地調査 ・ 設計関係資料把握 ・ 設計図作成 ・ 数量計算書作成 ・ 施工計画書作成 ・ 積算資料及び施工単価条件資料の作成 ・ 特別単価作成 ・ 標準積算システム入力 ・ 点検とりまとめ	工事2件 工事2件 74枚 176枚 工事2件 366枚 9単価 工事2件 工事2件	「作業項目内訳表」参照
	本業務における作業は、次の事項を留意するものとする。 (1) 現地調査を行い、貸与資料の内容を十分把握するとともに、現場条件を考慮のうえ、本業務の作業を行うものとする。 (2) 貸与資料の内容を十分理解のうえ、施工歩掛、施工機械の選定等を行うものとする。 (3) 施工計画（仮設工事計画を含む。）は、施工性及び経済性を考慮、検討のうえ、監督職員と協議し、作成するものとする。 (4) 標準積算システムへの入力作業は本事業所において行うものとする。 (5) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。 「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。		
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条	契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 (1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂を会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等 イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。		

項 目	内 容
	(2) 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。
(業務写真における 黑板情報の電子化) 第3-4条	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。 1 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC番号リスト）」（URL 「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2 機器等の導入 (1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3 黑板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記(1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 (3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4 写真の納品 受注者は、3に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL （http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、直接経費に含まれる。
第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条	(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 (2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Webサイト参照）によるものとする。 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

項 目	内 容
第 5 章 打合せ (打合せ) 第 5-1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第 1 回 中間打合せ 第 2 回 中間打合せ 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
第 6 章 成果物 (成果物) 第 6-1 条 (成果物の提出先) 第 6-2 条	成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途 1 部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 成果物の提出先は、次のとおりとする。 茨城県水戸市中河内町 9 6 0 - 1 関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所
第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7-1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 1-4 条に示す「作業概要」に変更が生じた場合。 (2) 第 1-5 条に示す「一般事項」に変更が生じた場合。 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4) 第 5-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (8) その他

項 目	内 容
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、 必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別紙) 作業項目内訳表

【積算参考資料作成業務 作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1. 現地調査	対象工事の実施設計業務報告書に基づき現地を確認する。	○	
2. 設計関係資料把握	実施設計業務報告書から本業務の作業範囲の確認、照合作業を行う。		
a. 実施設計業務報告書		○	
b. 設計図		○	
c. 数量計算書		○	
3. 設計図作成	実施設計業務報告書の設計図（仮設図含む）を修正し、工事発注図面を作成する。ここでの修正とは、工区割りによる修正、施工範囲の明示、図面タイトル修正をいう。	○	
4. 数量計算書作成	実施設計業務報告書の数量計算書を発注予定工事毎に取りまとめる。	○	
5. 施工計画書作成	実施設計業務報告書の施工計画（仮設工事計画含む）及び工事工程表の簡易な補足及び修正を行う。	○	
6. 積算資料及び施工単価条件資料の作成	各工種において、積算の根拠（施工歩掛、施工機械の選定等）資料及び施工単価条件の選定資料等を作成する。	○	
7. 特別単価作成	単価を作成する際、土地改良工事積算基準及び工事工種体系が定められていない工種で、各歩掛を組み合わせで構成した方が適切な場合には特別単価の作成を行う。	○	
8. 標準積算システム入力	事業所において、標準積算システムを利用して積算書を作成する。	○	
9. 点検とりまとめ	点検とりまとめを行う。	○	